

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 1 5 号

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

総社市手数料条例施行規則（平成 1 7 年総社市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項とし、移動条項等に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（特定屋外タンク貯蔵所等に係る変更許可申請） 第 3 条 略 <u>（条例第 2 条別表第 3 の 2 の項（1）及び 3 の項（1）並びに別表第 7 の 5 の項（3）の市長が定める建築物）</u> 第 4 条 <u>条例第 2 条別表第 3 の 2 の項（1）及び 3 の項（1）並びに別表第 7 の 5 の項（3）の市長が定める建築物は、主たる用途を工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設に供するものとする。</u> （条例第 2 条別表第 6 の 1 の項（1）の市長が定める書類） 第 5 条 略 <u>（条例第 2 条別表第 7 の 1 の項（1）ア及び（2）ア並びに 3 の項（1）ア及び（2）アの市長が定める書類）</u>	（特定屋外タンク貯蔵所等に係る変更許可申請） 第 3 条 略 （条例第 2 条別表第 6 の 1 の項（1）の市長が定める書類） 第 4 条 略 （条例第 2 条別表第 7 の 1 の項（1）ア及び（2）アの市長が定める書類）

改正後	改正前
<u>第6条</u> 条例第2条別表第7の1の項(1)ア及び(2)ア並びに3の項(1)ア及び(2)アの市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級5、等級6又は等級7であり、かつ、同表の5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。)の写しとする。	<u>第5条</u> 条例第2条別表第7の1の項(1)ア及び(2)アの市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級5、等級6又は等級7であり、かつ、同表の5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。)の写しとする。 (条例第2条別表第7の5の項(1)の市長が定める書類) <u>第6条</u> 条例第2条別表第7の5の項(1)の市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第25条第2項(同令第28条において準用する場合を含む。)の通知書(当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。)</u>の写し及び<u>検査済証(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第22項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。)(当該申請建築物に係るものに限る。)</u>の写し (2) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項(同令第46条において準用する場合を含む。)の通知書(当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画に適合している場合に限る。)</u>の写し及び<u>検査済証(当該申請建築物に係るものに限る。)</u>の写し (3) <u>登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。)(当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の5の5—1断熱等性能等級に係る評価が等級4、等級5、等級6又は等級7であり、かつ、同表の5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4、等級5又は等級6(当該建築物のうち非居住部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2—1の5の5—2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3、等級4、等級5又は等級6)であ</u>

改 正 後	改 正 前
(条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)並びに5の項(1)ア及びイの市長が定める基準) 第7条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) a及び5の項(1)ア の市長が定める仕様基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 略 (2) 条例第2条別表第7の5の項(1)アの申請 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準 2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) b及び5の項(1)イの市長が定める仕様・計算併用法は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) bの申請 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)又は同号イ(1)及びロ(2)に定める基準 (2) 条例第2条別表第7の5の項(1)イの申請 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)若しくは同号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(1)若しくは同号イ(1)及びロ(2)に定める基準 3 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) cの市長が定める性能基準等は、基準省令第10条第2号に定める基準(前2項に定める基準を除く。)とする。 (条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)並びに5の項(2)ア及びイの市長が定める基準)	ることを証するものに限る。)の写し (条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)及び5の項(2)アの市長が定める基準) 第7条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) a及び5の項(2)ア(ア)の市長が定める仕様基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 略 (2) 条例第2条別表第7の5の項(2)ア(ア)の申請 基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準 2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) b及び5の項(2)ア(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) bの申請 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準 (2) 条例第2条別表第7の5の項(2)ア(イ)の申請 基準省令第1条第1項第2号に定める基準(同号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準並びに前項に定める基準を除く。) 3 条例第2条別表第7の5の項(2)ア(イ) aの市長が定めるモデル住宅法は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準とする。 (条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)及び5の項(2)イの市長が定める基準)

改 正 後	改 正 前
第8条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)a及び5の項(2)アの市長が定める仕様基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 略 (2) 条例第2条別表第7の5の項(2)アの申請 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準 2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)b及び5の項(2)イの市長が定める仕様・計算併用法は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)bの申請 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)又は同号イ(1)及びロ(2)に定める基準 (2) 条例第2条別表第7の5の項(2)イの申請 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(1)若しくは同号イ(1)及びロ(2)又は第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)若しくは同号イ(1)及びロ(2)に定める基準 3 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)cの市長が定める性能基準等は、基準省令第10条第2号に定める基準(前2項に定める基準を除く。)とする。	第8条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)a及び5の項(2)イ(ア)の市長が定める仕様基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 略 (2) 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(ア)の申請 基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準 2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)b及び5の項(2)イ(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)bの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準 (2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準又は基準省令第10条第3号ロに定める基準 (3) 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(イ)の申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第1条第1項第2号に定める基準(同号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準並びに前項に定める基準を除く。) (4) 条例第2条別表第7の5の項(2)エの申請 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準又は基準省令第1条第1項第3号ロに定める基準(同項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準並びに前項に定める基準を除く。)

改正後	改正前
(条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)及び<u>(エ)</u>の市長が定める基準) 第9条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)a及び<u>(エ)</u>aの市長が定めるモデル建物法(次項に定める基準を除く。)は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 略 (2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)<u>a</u>の申請 基準省令第10条第3号ロに定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。)及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。))を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第1項第1号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。)又は前号に定める基準 2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)b及び<u>(エ)</u>bの市長が定める標準入力法等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 略 (2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)<u>b</u>の申請 基準省令第10条第1号又は第3号ロに定める基準(前項第2号に定める基準を除く。)	<u>3 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(イ)aの市長が定めるフロア入力法は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準とする。</u> (条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)及び<u>5の項(2)ウ</u>の市長が定める基準) 第9条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)a及び<u>5の項(2)ウ(ア)</u>の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 略 (2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条第3号ロに定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。))及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。))を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第1項第1号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。)又は前号に定める基準 <u>(3) 条例第2条別表第7の5の項(2)ウ(ア)の申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準</u> <u>(4) 条例第2条別表第7の5の項(2)エの申請 基準省令第1条第1項第3号ロに定める基準(同号ロ(1)に定める基準についてモデル建築物の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量(同項第1号イに規定する基準一次エネルギー消費量をいう。))を用いる場合に限る。)</u>又は前号に定める基準 2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)b及び<u>5の項(2)ウ(イ)</u>の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 (1) 略 (2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条第1号又は第3号ロに定める基準(前項第2号に定める基準を除く。)

改 正 後	改 正 前
(<u>条例第2条別表第7の5の項(1)ウ及び(2)ウの市長が定める基準</u>) <u>第10条 条例第2条別表第7の5の項(1)ウ及び(2)ウの市長が定める標準計算法は、基準省令第1条第1項第2号及び第10条第2号に定める基準(第8条第1項及び第2項に定める基準を除く。)とする。</u> (<u>条例第2条別表第7の5の項(3)ア及び(4)アの市長が定める基準</u>) <u>第11条 条例第2条別表第7の5の項(3)ア及び(4)アの市長が定める基準は、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準とする。</u> (<u>条例第2条別表第7の5の項(3)イ及び(4)イの市長が定める基準</u>) <u>第12条 条例第2条別表第7の5の項(3)イ及び(4)イの市長が定める基準は、基準省令第1条第1項第1号に定める基準(前条に定める基準を除く。)とする。</u>	(<u>3) 条例第2条別表第7の5の項(2)ウ(イ)の申請(次号に掲げる申請を除く。)</u> <u>基準省令第1条第1項第1号に定める基準(前項第3号に定める基準を除く。)</u> (<u>4) 条例第2条別表第7の5の項(2)エの申請</u> <u>基準省令第1条第1項第1号又は第3号ロに定める基準(前項第4号に定める基準を除く。)</u> (<u>条例第2条別表第7の6の項(1)の市長が定める建築物</u>) <u>第10条 条例第2条別表第7の6の項(1)の市長が定める建築物は、主たる用途を工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設に供するものとする。</u> (<u>条例第2条別表第7の6の項(1)ア及び(2)アの市長が定める基準</u>) <u>第11条 条例第2条別表第7の6の項(1)ア及び(2)アの市長が定める基準は、基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準とする。</u> (<u>条例第2条別表第7の6の項(1)イ及び(2)イの市長が定める基準</u>) <u>第12条 条例第2条別表第7の6の項(1)イ及び(2)イの市長が定める基準は、基準省令第1条第1項第1号に定める基準(前条に定める基準を除く。)とする。</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。